令和4年10月25日 支出負担行為担当官 東京管区気象台長 多田 英夫

1 当該招請の主旨

本業務については、空港気象ドップラーレーダースリップリングブラシの購入を実施するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、空港気象ドップラーレーダースリップリングブラシの購入を行うために必要な、空港気象ドップラーレーダー装置の構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式 による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1)業務名 東京管区気象台 空港気象ドップラーレーダースリップリングブラシの購入
- (2)業務内容 東京航空地方気象台、成田航空地方気象台及び中部航空地方気象台に 設置されている空港気象ドップラーレーダー装置に必要なスリップリングブ ラシ(電力系)の購入を行う。
- (3) 履行期限 令和5年3月31日(金)

3 業務目的

本業務は、東京航空地方気象台、成田航空地方気象台並びに中部航空地方気象台において空港気象ドップラーレーダー装置の機能を保全し、観測精度の維持を図るために実施することを目的とし、定期的に交換する部品を購入するものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- イ 令和4·5·6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」または「物品の製造」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ウ 東京管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国 土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2)技術力に関する要件

空港気象ドップラーレーダー装置が、航空機の離着陸の安全に必要な空港及び空港周辺の気象観測を行い、運航関係機関等に対して観測成果の提供を行う重要な機器であることを理解し、空港気象ドップラーレーダー装置の性能・機能・構造について詳細な知識を有すること。

(3)中立性・公平性に関する要件

本業務に関連する企業や団体と資本・人事面等において関連がなく、中立性・公正性 が確保できる者であること。

(4) 守秘性に関する要件

ア 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが 明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

イ当庁の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。

(5)業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合 等への対応について必要な連絡窓口を持つこと。

5 手続等

(1)担当部局

T204-8501

東京都清瀬市中清戸3-235

東京管区気象台総務部会計課第二契約係

電話042-497-7189

Mail tokyokanku kaikeika@met.kishou.go.jp

(2)説明書の交付期間、場所

令和4年10月25日(火)から令和4年11月14日(月)まで(1)に同じ。

(3)参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和4年11月15日(火)17時00分(1)に同じ。

持参、郵送(書類郵便に限る)すること。

6 その他

- (1)手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、5(1)に同じ。
- (3)一般競争方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和4·5·6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)

「物品の販売」または「物品の製造」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を受けていなければならない。

(5)詳細は説明書による。